

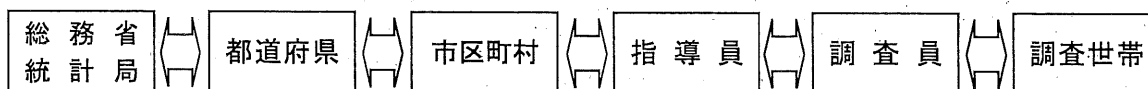
平成 30 年住宅・土地統計調査の概要

調査の目的

- 我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和 23 年以来 5 年ごとに行っており、平成 30 年調査はその 15 回目に当たる。

調査の概要

- 調査日：平成30年10月1日 午前零時現在
- 調査地域：全国の平成27年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成30年2月1日現在により設定した単位区のうち、約22万単位区について調査を実施する。
- 調査対象：平成30年10月1日現在、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約370万住戸・世帯）
- 調査事項：[住宅等に関する事項]
居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方など
[世帯に関する事項]
世帯の構成（世帯人員数、性別、年齢等）、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項（安全性、快適性等）、現住居以外の住宅及び土地に関する事項など
- 調査の流れ：



結果の利用

- 国及び都道府県が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 都市計画、土地利用計画、住宅マスタープラン等の企画・立案
- 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計
- 大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究

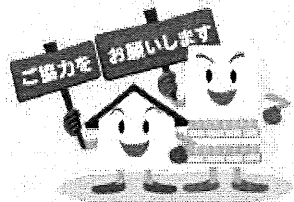
今回調査のポイント

- 世帯が所有している空き家の所有状況等の実態を把握
 - ・住環境対策として空き家対策の重要性が高まっており、「住生活基本計画」（国土交通省）において空き家の成果指標が設定されたことから、世帯調査票に空き家に関する調査事項を追加
- オンライン調査の推進、郵送提出の導入
 - ・スマートフォン版の構築、提出状況管理システムの構築、テクニカルサポートの導入
 - ・二段階配布方式（調査対象者IDを紙の調査票より先行して配布する方法）の導入
 - ・郵送により地方公共団体に提出できる仕組みの導入

平成30年

住宅・土地統計調査

平成30年10月1日



住宅・土地統計調査はこのような調査です

住宅・土地統計調査は、国勢調査(国勢統計)に関する基本国情調査(国勢調査)の調査対象となる世帯のうち、国勢調査の対象とならない世帯(国勢調査の対象外世帯)を対象とした調査です。

この調査は、国勢調査(国勢統計)の調査対象となる世帯として大規模な調査で、調査の結果は、国勢調査と同様に国勢統計(国勢統計基本数値)の作成・公表の中心となる重要な調査であり、国勢調査と同様に国勢統計の作成に活用されています。

調査の流れ

国勢調査(国勢統計) > 国勢調査(国勢統計) > 国勢調査(国勢統計) > 国勢調査(国勢統計) > 国勢調査(国勢統計) > 国勢調査(国勢統計)

個人の情報は守られます

統計法では、調査結果を公表して個人を特定しない限り、個人情報を公表することはありません。また、調査結果の公表に際しては、個人を特定しない限り、個人情報を公表することはありません。

守秘義務
調査員は、調査結果を公表して個人を特定しない限り、個人情報を公表することはありません。

利用制限
調査結果は、国勢調査(国勢統計)の調査結果として公表され、個人を特定しない限り、個人情報を公表することはありません。

適正管理
調査員は、調査結果を公表して個人を特定しない限り、個人情報を公表することはありません。

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆様へ(お願い)

このたび、「平成30年住宅・土地統計調査」を実施することになりました。
つきましては、以下の内容につきまして御理解・御協力をお願いいたします。

1. 管理居住されている建物にお住まいの世帯が調査対象となった場合は、建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、御協力をお願いいたします。
オートロックマンションやワンルームマンション、寮などについて、調査が円滑に実施できるよう統計調査員の建物内への立入り等に御配慮をお願いいたします。
2. 住宅・土地統計調査の広報への御協力をお願いいたします。
 - ・貴団体の会員様への調査実施の周知
 - ・貼付可能な場所へのポスターの掲示
 - ・貴団体のホームページへの「平成30年住宅・土地統計調査(キャンペーンサイト)」バナーの掲載
3. 共同住宅等における調査員事務の委託について、地方公共団体からの業務委託の要請等がありましたら、御協力をお願いいたします。
今回の住宅・土地統計調査から必要に応じて、共同住宅等に対して調査員業務の委託が可能な仕組みを取り入れています。

(参考) 今後のスケジュール

(調査員のスケジュール)

- ・9月上旬 調査地域の確認など
～調査地域内の各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。
- ・9月中旬 調査対象名簿の作成
- ・9月中旬 インターネット回答用の調査書類の配布
- ・9月下旬 紙の調査票及び調査書類の配布
- ・10月上旬 調査票の回収

住宅・土地統計調査担当：
 総務省統計局統計調査部
 国勢統計課
 住宅・土地調査第一係
 連絡先：03-5273-1154



小売物価統計調査（動向編） 家賃調査へのご協力をお願い

小売物価統計調査（動向編）では、借家の家賃を把握するため、民営借家世帯を対象にした家賃調査を実施しています。平成31年1月から、新たな家賃調査地区で調査を開始しますので、以下の内容につきまして御理解・御協力をお願いいたします。

1. 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、調査員の建物内への立入り等に御配慮をお願いいたします。
2. 貴団体の会員様への調査実施の周知をお願いいたします。

(参考)

小売物価統計調査（動向編）とは

国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数（CPI）やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

調査は、全国167市町村において、毎月、調査日*を定めて実施され、約27,000の店舗・事業所及び約28,000の民営借家世帯を対象に実施しています。

* 調査日：毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日

家賃調査とは

家賃調査は、調査の対象となった地域（家賃調査地区）にお住まいの全ての民営借家世帯*¹に対して、3か月に1度*²、月額家賃、延べ面積などの住居に関する事項を質問することにより行います。

*¹ 民営借家世帯であるか把握するため、家賃調査地区内に所在する全世帯に対して、住宅の所有関係を定期的に確認させていただきます。

*² 地域ごとに3つのグループに分け、「1、4、7、10月」、「2、5、8、11月」又は「3、6、9、12月」のいずれかに調査しています。

家賃調査地区の変更について

家賃調査地区は、原則5年ごと*に、統計的な方法に基づき、全国の167市町村から1,233地区を選定します。平成31年は、家賃調査地区の変更の年にあたり、1月から新たな家賃調査地区での調査を開始します。このため、平成30年9月頃から準備活動を行います。

* 民営借家世帯数や属性分布の母集団の変化に対応するため、直近の国勢調査の調査区別結果等を用いて、5年ごとに調査地区の設定替えを実施しています。

(調査員のスケジュール)

- ・平成30年9月～ 新たな家賃調査地区の範囲の確認等の準備事務
- ・ 10月～12月 新たな家賃調査地区において事前調査実施
- ・平成31年1月～ 新たな家賃調査地区における調査開始

小売物価統計調査（動向編）担当：
総務省統計局統計調査部消費統計課
物価統計室企画指導第一係
連絡先：03-5273-1166

